

【記載例】

字削除 ()
字加入 ()

字削除 ()
字加入 ()

農地法第4条第1項の規定による許可申請書

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

青森県知事

殿

申請者の氏名(法人の場合にあってはその代表者の氏名)の記載を自署する場合には、押印、捨印を省略できます。

申請者住所

氏名

むつ市大字〇〇〇字△△△×××番地

電話番号(0175-〇〇-××××)

むつ 三郎

下記のとおり農地を転用したいので、農地法第4条第1項の規定により許可を申請します。

1 許可を受けようとする土地の所在等

むつ市			地目		面積(m ²)	耕作者氏名	市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別
大字	字	地番	登記簿	現況			
〇〇〇	△△△	×××	畑	畑	300.00	むつ 三郎	市街化区域
計			300.00m ² (田		m ² ・ 畑		300.00m ²)

都市計画で土地の用途が決められています。分からない場合は、当委員会若しくは市都市計画課へお問合せください。

「農地法第4・5条の規定による許可申請 提出書類一覧表」の「転用目的別添付書類一覧表」「転用目的」を記入してください。

2 転用計画

(1) 転用の目的	用途	事由の詳細							
	普通住宅	子の住宅を建築する							
(2) 事業の操業期間又は施設の利用期間	令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 から 永久 年間								
(3) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概	工事計画	第1期 (着工 年月日 から 年月日 まで)	第2期 年月日 年月日	合計					
		名称	棟数		建築面積	所要面積	棟数	所要面積	棟数
	土地造成			300m ²		m ²			300m ²
	建築物	住宅	1	150m ²	m ²	m ²	1	150m ²	m ²
	小計		1	150m ²	300m ²	m ²	1	150m ²	300m ²
	工作物			m ²	m ²	m ²		m ²	m ²
	小計			m ²	m ²	m ²		m ²	m ²
計		1	150m ²	300m ²	m ²	1	150m ²	300m ²	

転用する事由を詳細に記載してください。書ききれない場合は、別添による事由書(理由書)にして添付してください。

4 資金調達についての計画(具体的に事業費及びその調達方法、金額を記載すること。)

自己資金及び金融機関からの借入

5 転用することによって生ずる付近の土地、作物、家畜等への被害防除施設の概要

汚水及び排水は合併浄化槽で浄化後、浸透枳で処理します。また、周囲の農地へ被害を及ぼさないよう十分注意します。

6 その他参考となるべき事項

- 都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条第1項の建築許可を要しないものである。
法第29条第 号該当
法第43条第1項第 号該当
- 都市計画法第29条の開発許可を要するものである。
法第34条第 号該当

- (2) 申請者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地をそれぞれ記載する。
- (3) 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたる場合等で、工事期間が区分できるときは工事計画を期別に記載する。

指令第 号

農地法第4条第1項の規定により次のとおり条件を付して許可します。

年 月 日

青森県知事

許可の条件

- 1 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。
- 2 許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から3か月後及びその後1年ごとに工事の進捗状況を報告し、許可に係る工事が完了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

【教示】

- 1 この処分不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第4条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、青森県知事に審査請求書(同法第19条第2項各号に掲げる事項(審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。))に記載しなければなりません。)を提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に青森県を被告として(訴訟において青森県を代表する者は青森県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

注意事項

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画(用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。)に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第51条第1項の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置を講ずべきことを命ずることがあります。